

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 人事交流に関する 覚書

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43511

證
肉
委
集
電

万博
カ
ヒ

大 政事外務
務 務
次 次
官 官
審 審
長 長
議 議
文 文
会 会
營 營
給 給

人 電 厚 計
資 参 調 査
長 長
價 参 傾 旅 移
移 移
長 長

参 参 北 庫 庫
長 長
中 中 西 西
参 参 北 北 東
中 中 南 南 東 東
参 参 西 西 東 東
長 長 西 西 基 基

近 参 書 近 ア
了 長 経 次 総 経 国 万
経 参 質 統 国
協 参 政 技 二
長 長 協 長 一 理
長 参 政 経 科
国 参 社 専
長 参 通 内 外
文 長 一 二

注 意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

総 番 号 (T A) 4141 主 管
 69 年 2 月 4 日 16 時 55 分 ナ ハ 発 米 北 一
 69 年 2 月 4 日 19 時 05 分 本 省 着

外 務 大 臣 殿 大 使 臨 時 代 理 大 使 総 領 事 代 理

高 頼 (大 使)

諮 問 委 員 会 (連)

オク号 平 (秘 扱) 大 至 急
 4 日 オク / 回 会 合 の 概 要 次 の と お り、
 1. 米 代 表 よ り
 (1) ランパート高等事務官の (アドコム) 公式訪問に対する答礼訪問を 14 日の午後後に予定したい。
 (2) 総合労働布令の日英各製本が完成したので入手希望の向は申し出てありたい。
 (3) (ハイコム) は国土基本図作製を民間会社に委託すべきことを決定した三者協定 (往電オク号の5) に近く承認を与える模様であるが、空中撮影についてのクリア

秘

注 意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

ランスを保持する会社はほかにもある (ユースカー) はライオン社を推薦していた) ので選択は (GRI) が検討されてしかるべきものである旨、発言があった。
 又、琉政代表より懸案の「人事交流の推進」「私立学校の振興」「社会教育スポーツ振興と青少年健全育成」「統計一体化」各勧告案に対する同政府の承認を得た旨報告があり、米側の同意

↓

- 2 -

秘

外務省電信案 (分項)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	総第 5769 号
	第 8 号	1969 FEB 10 20 00
	大至急・至急 普通・LTP	発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北
		起案 昭和44年 2月 10日
		起案者 佐野 電話番号

協議先

大使 ~~佐野~~ あて 菅元 大臣 発
在 米北 麻次 総務長官

電 在 大使 臨時代理大使 あて
報 在 総領事 代理

件名 諮問委員会勧告(人事交流推進)(連)

省電才10号に關し

省信才92号に乙送付越した案文

2行目「厚厚」を「厚厚」と訂正の上、本条採

取に差し支えなし。

(3)

済

10 143

ソカ
シカ

- 大 政務次官
- 事務次官
- 外務審議官
- 外務審議官
- 官房長
- 参事官
- 北米才一課長
- 米北
- 佐野

- ア 参北東
- 長 中西
- 米北
- 中南
- 審 参一
- 歐 参西
- 長 西

- 近ア 参審近ア
- 長 次長 参審近ア
- 長 参審近ア
- 長 参審近ア
- 長 参審近ア
- 長 参審近ア
- 長 参審近ア
- 長 参審近ア
- 長 参審近ア
- 長 参審近ア

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 05419 主管
69年 2月12日 19時27分 ナハ 着米北
69年 2月12日 20時57分 本省 着

外務大臣 閣 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

諮問委員会(連)

ア12号 平 (秘扱)

12日、ア83回会合の概要次のとおり
1. 14日午後、ハイコムに対し往電ア7号の2、の4勧告を行うことに合意を見たが、琉政代表より本件新聞発表については、屋良主席がまだ諮問委員会に対する態度と記者会見の形で明確にされることと決めかねているため、発表ぶりに関題がある趣で、明日、予定している知念副主席と同代表との会談結果を見たと上で結論を出したいとの希望表明があり、日米代表これに同意した。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. 米代表より

- (1) アドコム創設1周年が近付いたので記念行事につき各代表と検討したい。
- (2) 往電ヌク号1の(3)空中撮影を民間会社に委託(空中撮影した写真は米軍の検閲に付すること、会社はセキュリティ・クリアランスを保有するものに限りこと等の条件付きとする趣である)するとの3社協定に対するハイコム承認は2月18日までに行われる。

い) 往電ヌク号の2. (ロ) 石油精製所につき数社が応じたが、ESSOに決定した。

旨発言があった。

③ 前会合で米代表より、沖縄にトレードセンター設置の構想ありと承知しているが、として琉政代表に質問した

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

聖譚があるが、琉政代表より調査の結果USCARは本件センター設置のため、今会計年度210万ドルと計上しているが、暮年12月GR1の得た情報によると、この費目を観光センターの設置に振り当てることに方針を変更したるやに聞いているが、その理由は不明なりとの回答を行った。

ハ、米代表より、鈴木調査団長は近く当地を来訪の予定と承知しているが、その最終報告の持参あるや、と質問したので、本便より同氏の日程等目下東京に照会中であり、最終報告書についてはあと1回位は検討の機会を持つた上、作成と完了するものと了解している旨回答しておいた。

(3)

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

然未定なるも、近く何等か的意思表示があるものと期待している旨回答があった。

よって本便より、屋良政权発足以来4月を経過しておるにも拘らず、同政权の態度未定を理由に勧告をひき延ばすことはアルコムとしての权威にかかるともわらるので、来週中にも屋良政权の態度決定を促し、その上、要すれば断乎たる措置をとる必要も発生すべく、ついては、人事交流を含め、勧告を同時に行うこととしたい旨述べると共に、米代表に対し、速やかに人事交流勧告についてのハロウの修正案を入手し最終的に来週中に勧告および発表が行うよう取計われたい旨強く申入れられたところ、米代表

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

は即刻同修正案を入手、日琉代表の検討に供するため努力すべき旨回答した。

(3)

秘
無期限

総番号 (T A) 8585
59年3月4日16時40分
59年3月4日20時32分
十ハ 発 主
本 省 署 管
総特総

総務長官殿 大使 [redacted]

諮問委員会 (連)

ネ17号 平 (秘扱)

4日のネ88回会合の概要次のとおり。
1. ショットより「米側作成の総合的国勢調査実施のための勧告案と各代表に手交し検討方要請した。(原文空送する)
上記勧告案は昨年10月23日往信ネ81号を以て検討方依頼中の「本土と沖縄の統計一体化」わが方勧告案と類似の内容を含みあるので、両案比較検討の上、貴見何分の儀至急回報ありたい。

2. 往電ネ16号の2. 人事交流勧告案についてショットより、本日午後ハイコム

秘
無期限

に面接の予定があるが、右においてハイコムの修正案が得られれば直ちに各代表に通報しようも、万一右が不可能な場合は(ハイコム本日夕刻より金曜日までハワイに出張不在)次回会合での勧告案を成立せしめ、同時に新聞発表を行うこと如何、と発言した。

本使より、既に4勧告一括して採択すべく準備していること、諮問委員の存続についての専断の論争が一般の注目を集めること、および琉政の若干困難なる立場等を考慮すれば、4勧告一括採択が好ましく、また人事交流勧告についてのハイコムの修正案がいかなるものが承認せず右につき政府の了解を取付けの要あること等に鑑み、採扱は

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

き毎会合4ないし5件を取上げ討
試したい、との発言あり、アドコム
として積極的に再考すべきアイテム
として(1)市町村行財政の強化
(2)消防の整備充実、(3)公務員共
済制度一体化、(4)統計の一体化
各案について検討を行った。

なお、本使より人事交流勧告案に
つきハイコム修正案と原案との相違
点につき小委員会において至急調整
の上、成案を図ることとしたいとの
意向を表明し、各代表これに同
意したので、本件につき意見至急回
答を得たい。

(了)

ソカ
カ
万
節

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) / 2329 主管
69年3月25日16時23分 ナハ 発着
69年3月25日21時35分 本省 着 米北工

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

諮問委員会(連)

ネ22号 平(秘扱)

25日、ネ93回会合の概要次のとおり
1. 鈴木監事とアドコムとの懇談を3/日
10時30分より行うこと、乍らびに同
日12時00分より同氏の招待ランチョ
ンと催すことと決定した。

またハイコムと鈴木監事の会見を4月
1日9時30分より1時間行うことが米
側より通報された。

2. ショットより(動物検疫の一体化に
関する新聞報道につき説明を求められ、
本使より検疫簡素化の内容を説明、勸

大 政務外務省
務務 房
次次 房
官官 審審長
文文 会会 管管
人 電 厚 計
長 参 調 査
長 参 調 査
長 参 調 査

ア 参 北 京 經
長 中 西 經
米 参 北 經
中 参 一 二
南 参 西 東 洋
審 西 東
歐 西 東
長 西 東

近 参 審 近 ア
ア 次 総 経 國 万
長 参 實 統 國
経 参 政 技 二
協 國 一 運
長 参 參 協 調
長 参 政 經 科
情 軍 社 專
長 参 道 内 外
文 一 二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

告の線に沿い漸進的に処置されている旨述べおいたが、関係資料農林省より取りよせ、至急本使あて送付ありたい。

3. 本使より、G.O.Jとしては税制の本土との一体化の見地より沖縄における外国人所得に対する課税問題の検討を開始すべきであるとの提議を行った。

ショットより本件は種々困難な要素を含むものであり、慎重に時間をかけて検討したい旨の意向の表明があった。

4. 懸念事項中、本日は(イ)国土基本図整備に因り琉政より本図作成に要する経費が来年度予算に繰上されておらず、昭和45年度援助予算の作成時期に間に合うよう8月頃までには詰

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

論を出した旨の発言があった。

(ロ) 人事交流問題に関しては昨日のサブコミッティーにおいて米側より提案された線に則り米側の内部調整を行う旨の意向が表明された。

(イ) 産業立地調査に関してはUSCARがD.M.J.Mに委託した調査が本月中旬に完了するにつき、その内容を見て今後の調査の必要性を検討した旨米側より申出あり、了承される。

(3)

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

日琉間の人身交流 推進に關する
諮問委員会の勧告案について

44. 3. 28.
米比1 (佐藤)

1. 本件に關しては 2月10日 米琉交渉
と、別添1の案文に2 異存なき旨確認
(日本側草案の)
とあり、(高瀬大使宛 米電 中10号)
2月28日 米比表より、高瀬并務官の
別添1の案文について 修正の要望が、
自報告文に (高瀬大使宛 米電 中16号)
以後 米側の 別添2 の案文が
提案された。目下 諮問委員会 小委員会
に於て 右2案の相違点の調整が
進められている。

公電 91号
公電 15号
諮問委員

2 3月27日 在京米國大使館下(2101)
書記官は 佐藤に對し、本問題に
關して、3案首次の通り。

(1) 先方の説明 案則修正案の背景に
つき、次の通り述べた。

(1) 高瀬并務官の修正案を提出した
理由は 警察面の人身交流に對する

米國民政府の強い反対がある。警察面
に於ては 日本政府の協力については 米國民

政府は 裝備の面での補助を望んで
いる。本工 幹部職員への訓練への

派遣については 反対がある。(人財
の支那移入支那移入の感觸あり)

(1) 従って本例は (i) 本件人事交流
は少くとも警察面での人事交流を

含まないものとすべし、(ii) 今後人事
交流は (iii) 新規令界にのみ

4-2.15.4-2 に本国民政府の承認を
得るに、及び (iii) 人事交流を

研修の観点から行なうことと確保を
規定から修正案を出した次第である。

(2) 既に訂正された、全く私見で
ない、今後総務府等と協議の要あり

首長置き(2) [Redacted]
[Redacted]

(1) 日本政府としては本件人事交流が
警察を含まないものとすべしと受諾

いさと思ふ。(1) 新規令界の人事交流に
ついで本国民政府と協議する事は

当然であるが本国民政府の承認を
条件とするに、如き表現は若干不可

である(実際は本例修正案文上は
協議のラインである) 承認は必ずしも

表面にのみである(及び (1) 人事交流
を研修面に限ることは受諾すべき

との3点を指摘した。(28日確認した
と3. 総務府及び川原務課長は上記趣旨に
異議ない。

(3) 本例に対して「書記官の 本件人事交流
が警察を含まない」といふ事は

本例は (2) の問題はなかったが、
これは人事交流を研修面に限ることに

対する日本側の立場を要請しうると
思うと述べた。

(追って、「ア」書記官は 28日佐藤に
対し、シヨット米代表と電話した結果と

12. 現地米側は、日本国内の人事交
流のシステムが十分理解できず、人事

交流を通じて派遣される本土政府職員
が本土政府を指揮する動き、この

関係行政分野の事実上の部分返還に
つらぬくべき旨を述べ、懸念した。

現地日本側より、日本国内の中央政府と
県との人事交流のシステム、特に、

中央政府から県に派遣される人は中央
政府の指揮系統から完全に付属する。

ことには十分説明し、
旨述べた。